

## 第56回川崎市労働災害防止標語募集要項

- 1 主 催 川崎市
- 2 内 容 労働災害防止に役立つ標語
- 3 応募資格 川崎市内の事業所にお勤めの方
- 4 応募締切 令和2年5月29日（金）
- 5 応募方法
  - (1) 一人一点とし、指定の応募用紙（コピー可）で応募してください。
  - (2) 氏名は略字ではなく正字で記入し、必ずふりがなを付けてください。
  - (3) ボールペン（ペン）で記入してください。
  - (4) 表紙を応募用紙の上に付けてください。（複数事業所を取りまとめて応募される際は事業所ごとに応募用紙を作成し、事業所ごとに束ねてください）  
※メールで応募する場合も応募用紙と併せて表紙の送付をお願いいたします。
- 6 応 募 先 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル6階  
川崎市経済労働局労働雇用部 労働災害防止標語募集担当  
メールアドレス：28roudou@city.kawasaki.jp  
※事業所又は労働組合の担当部署を通じて御応募ください。
- 7 賞 最優秀作品賞 1点 市長賞状と賞品  
優秀作品賞 3点 市長賞状と賞品  
佳 作 30点 賞品
- 8 審 査 川崎市、川崎南・北労働基準監督署、（公社）神奈川労務安全衛生協会川崎南・北支部及び市内労働・使用者団体の代表により行います。
- 9 発 表
  - (1) 入賞された場合は、事業所又は労働組合を通じて本人にお知らせします。
  - (2) 入賞作品は「川崎市労働情報」に掲載するとともに、その他労働災害防止の啓発活動に使用させていただく場合があります。
  - (3) 入賞者（最優秀作品賞、優秀作品賞）の表彰式は、秋に開催予定の川崎市労働災害防止研究集会で行う予定です。
  - (4) 佳作受賞及び受賞なしの場合については、川崎市労働災害防止研究集会開催後に通知を送付予定です。
  - (5) 最優秀作品は、ポスターを作成し、労働災害防止の啓発につとめます。  
（ポスターには事業所名又は労働組合名と名前が入ることと、作品の著作権は、主催者に帰属することを予め御了承願います。）
- 10 注意事項
  - (1) 未発表作品に限ります。もし、他の募集との二重応募や、既に公表・使用された標語と同一または類似とみなされた場合、これを審査の対象とせず、結果発表後でも入賞を取り消すこととします。
  - (2) 応募作品について、盗作などによる著作権侵害の争いが生じても、全て応募者の責任において対処し、主催者は責任を負いません。

- (3) 入賞者は、研究集会で賞を発表するまで他に公言しないようお願いします。同様に、賞の発表まで、選考基準や選考結果、入賞作品に関するお問合せ（作品、事業所名等）にはお答えできません。
- (4) 応募者は作品を応募した時点で募集要項に同意したものとします。

11 その他 応募票等の様式は、川崎市ホームページからダウンロードも可能です。

(ホームページアドレス : <http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000115964.html>)

(問い合わせ先)

川崎市経済労働局労働雇用部 労政担当

電 話 044-200-3653

F A X 044-200-3598

E-mail:28roudou@city.kawasaki.jp